

ウェルネスタウン丘の上 「さろん おかのうえ」利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、ウェルネスタウン丘の上「さろん おかのうえ」(以下、当施設)の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 当施設を利用できる時間は、9時から21時までとする。ただし、ウェルネスタウン丘の上施設長(以下、施設長)が必要と認めた場合には、臨時にこれを変更することができる。

(利用区分)

第3条 当施設の利用区分は個人利用と独占的利用・団体利用とする。

- (1) 個人利用とは、待合、休憩、自習、読書、打ち合わせなど、個人が共有して利用する場合をいう。
- (2) 独占的利用・団体利用とは、会議、講演会、発表会、ボランティア活動、市民活動など、個人もしくは団体が独占的に利用する場合をいう。

(独占的利用許可)

第4条 当施設を独占的に利用する場合は、あらかじめ利用許可申請書をウェルネスタウン丘の上事務室に提出し、利用許可を受けなければならない。

- 2 前項の利用申請書は、利用日10日前までに提出することとし、申請時に計画書・開催通知等の利用目的の内容を確認できる書類を併せて提出すること。
- 3 当施設は、前項の申請があった場合で、次のいずれかに該当する場合は利用を許可しない。
 - (1) 公益を害すると認めたとき。
 - (2) 利用の主たる目的が営利を目的とした物品等の販売であるとき。
 - (3) 建物または附属物をき損するおそれがあると認めたとき。
 - (4) 建物、施設の維持管理上不相当と認めたとき。
- 4 施設長は、利用許可に条件を付すことができる。

(利用許可証)

第5条 施設長は、前条の規定により当施設の利用を許可したときは、申請者に利用許可証を交付する。

(利用許可の取り消し等)

第6条 施設長は、利用許可を受けたもの（以下、団体利用者）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用許可を取り消し、またはその利用の停止を命じることができる。

- (1) 貸出許可後に、本規約もしくはこれに基づく注意事項に違反したとき、またそのおそれがあるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(利用料金)

第7条 利用料金は下表のとおりとし、団体利用者は利用3日前までに、利用許可証に記載された金額を納付しなければならない。

【利用料金】（1時間当たり） 単位；円（税込）

		月～土曜日（祝日を除く）		祝日・日曜日	
		9:00～18:00	18:00～21:00	9:00～18:00	18:00～21:00
さろん おかのうえ		200	400	400	600
設備	キッチン	300	600	600	900
	プロジェクター	100	200	200	300
	スクリーン	100	200	200	300

(利用料金の減免)

第8条 施設長は、次のいずれかに該当する場合には、利用料金を減免することができる。

- (1) 利用団体が、社会医療法人栗山会の場合 100分の100。
- (2) 利用団体が、飯田市・飯田市内自治会もしくは飯田下伊那地域で公共的活動を目的とする団体の場合 100分の50。
- (3) 利用団体が（1）（2）以外で、利用責任者が社会医療法人栗山会の職員、もしくはウェルネスタウン丘の上の入居者の場合 100分の50。

(利用料金の返却)

第9条 団体利用者が既に納付した利用料金は返却しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、施設長はその全部または一部を返却することができる。

- (1) 団体利用者が、利用3日前までに利用中止を申し出て、施設長に承認された場合。
- (2) 団体利用者が、利用3日前までに第6条の規定により、利用許可を取り消された場合。

(個人利用)

第10条 個人利用者は、第4条から第9条までを適用しない。

- 2 個人利用者は、独占的利用・団体利用している時間帯は利用できない。
- 3 個人利用者は、キッチン、プロジェクター、スクリーンの設備は利用できない。

(遵守事項)

第 11 条 全ての利用者は次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 建物内において喫煙しないこと。
- (2) ウェルネスタウン丘の上の敷地内において、公共のマナーに反し、他人に迷惑となるような行動はしないこと。
- (3) 建物、施設および設備・備品等をき損しないこと。建物、施設および設備・備品等を汚損、破壊したときは、利用者はただちに施設長に報告すること。またこの場合、故意・過失を問わず、修復にかかる一切の費用は利用者負担とする。
- (4) 利用許可を受けた設備以外使用しないこと。
- (5) 備品を建物の外に持ち出さないこと。
- (6) 利用した設備、備品等は、所定の元の位置に戻すこと。
- (7) 利用にあたって出たゴミは、必ず利用者がすべて持ち帰ること。
- (8) 前各号に定めるものの他、建物・施設の管理上必要な事項に指示に従うこと。

- 2 施設長は、利用者が前項に掲げた事項を遵守しない場合は、その利用を停止し退去を命ずることができる。その際は、利用料金を返却しない。

(改廃)

第 12 条 本規約の改廃は、社会医療法人栗山会事務局が起案し、理事長が決裁する。

附則

この規約は、2017年9月1日から施行する。